

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成29年3月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由事項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
釧路地方事務所及び釧路法律事務所空調機設置工事	H29.3.16	1,728,000	随意	1,744,815	99.03%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	北海道釧路市大町1-1-1 株式会社東洋実業釧路営業所	
長崎地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.1	1,853,616	随意	1,853,616	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
本部借上宿舍貸借契約	H29.3.31	1,420,560	随意	1,420,560	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
本部借上宿舍貸借契約	H29.3.31	1,125,360	随意	1,125,360	94.90%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
本部借上宿舍貸借契約	H29.3.31	953,760	随意	953,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
栃木地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.25	1,275,000	随意	1,275,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
静岡地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.15	979,104	随意	979,104	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	静岡県三島市南田町2-317ア-ネット '98ビル 日本管理センター株式会社	
兵庫地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.21	1,550,432	随意	1,550,432	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	大阪府大阪市福島区福島5-8-1 生和不動産保障株式会社	
鳥取地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.17	1,237,744	随意	1,237,744	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
島根地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.30	1,471,320	随意	1,471,320	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
島根地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.24	1,545,653	随意	1,545,653	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	松江市南田町107 株式会社107企画	
愛媛地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.24	1,363,912	随意	1,363,912	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
三重地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.3.14	1,760,894	随意	1,760,894	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
合 計		18,265,355						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

(1) 契約の性質又は目的が競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。  
(2) 一般競争によることが不利と認められるとき。  
(3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。  
(2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。  
(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。  
2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。

(1) 契約の予定価格が少額であるとき。  
(2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(6)省略

2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 外国で契約をする場合  
(2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合  
(3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合  
(4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

(1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造  
(2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
(3) 予定借借料の半額又は総額が80万円を超える物件の借入れ  
(4) 予定価格が100万円を超える役務  
(5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認められたもの